

河野 洋平 様

初夏の 候 御健勝を 御慶び 申し上げます。

阪神大震災の 復興など 國事御多忙のことと 存じますが 原爆投下50年のときを 迎えて 我々外國(韓國)居住被爆者援護に 關しての 要望書を 提出 致します。

日本國が 核兵器の廢絶と 世界平和 確立の爲、特殊な被害を 持つ 老齡化 進行中の 被爆者に 對しての 援護努力に 敬意を 表します。 同じ被爆者でありながら 疎外放置されている 外國居住 特に 在韓被爆者 “日本人なみ”の 平等な 援護施行を 願ひて下さること 御願ひ 致します。

敬具

1995. 5. 11.

社團法人 韓國 原爆被害者協會 長 鄭相石

SEOUL 城北區 東小門洞3街 45番地(〒136-033)

Tel. (02)926-4917 Fax. (02)926-8678



總理大臣

村山富市 様

初夏の候 御健勝を 御慶び 申し上げます。

阪神大震災の復興など 國事御多忙のことと 存じますが 原爆投下50年のときを
迎えて 我々外國(韓國)居住被爆者援護に 關しての 要望書を 提出 致します。

日本國が 核兵器の廢絶と 世界平和 確立の爲、特殊な被害を 持つ 老齡化 進行中の
被爆者に 對しての 援護努力に 敬意を 表します。 同じ被爆者でありながら
疎外放置されている 外國居住 特に 在韓被爆者 “日本人なみ”の 平等な 援護施行を
して下さること 御願ひ 致します。

- 敬具 -

1995. 5. 11.

社團法人 韓國 原爆被害者協會 長 鄭相石



SEOUL 城北區 東小門洞3街 45番地(〒136-033)

Tel. (02)926-4917 Fax. (02)926-8678

要 望 書

＜外国(韓国)居住原爆被爆者対策に関する要望＞

私達は、太平洋戦争の末期 1945年8月6日と 8月9日に 広島、長崎に 在住して 世界最初の核兵器である 原子爆弾に被爆した 韓国人被爆者であります。

＜表1＞ 在日韓国人被爆者数 (日本内務省警保局-1945年 調査)

年 代	在 日 韓 国 人 数	當時 韓国人 被害 現況(推定)					
		地 名	被爆者総数	死 亡 者	生 存 者	歸 国 者	日本残留
1930年	298,091名	廣 島	70,000名	35,000名	35,000名	30,000名	5,000名
1937年	799,865名	長 崎	30,000名	15,000名	15,000名	13,000名	2,000名
1942年	1,625,054名						
1945年	2,365,263名	計	100,000名	50,000名	50,000名	43,000名	7,000

そして 故郷に 歸った 43,000名のうち 半世紀 50年の 間に 多く 死亡し 末だに 生き残っている 者のうち、その 存在が 明らかになり、韓国原爆被害者協會に 登録している 者の 数は 次の 通りです。

＜表2＞ 年齢別 人員現況

年 令 別	人 員	比 率	備 考
55才 以下	709名	30.2%	①1994年 12月 31日現在現況 ②生活基礎が 中流程度 或いは 其他の 事情の爲 出現を 拒否する 人 又 認定の 明白な 證明が 出来ない 人の 数は 把握出来ず ここには 含まれて いません。
56才～65才	747名	31.8%	
66才～75才	699名	29.8%	
76才～85才	173名	7.4%	
86才 以上	20名	0.8%	
計	2,348名	100%	

私達 生き 残った 43,000人の 被爆者は

- ①着のみ 着のままで 歸國をし、生活の 基礎も なかったために 最下層 生活を 強いられ
- ②負傷、放射能 等に 起因する 健康 上の 被害を 抱えながらも 生活困難 等の 爲に 正常な 治療も 受けられないままに多くの者が 死亡し
- ③現在 生き 残っている 人も 就労関係 又 子供の 結婚問題などで 忌避されるのを憂い 被爆者で ある ことを 隠しながら 運命を 恨み 世間を 罵り 残り いくばくもない 生を 續けて います。

長くて 10～20年 后には 皆 亡くなるでしょう。

そこで、被爆50周年を迎えるに当たり、以下の要望について日本政府関係者各位が、眞摯にご検討下さり、在韓被爆者問題の一日も早い解決に向けご盡力下さるよう、切にお願い申し上げます。

〈要望 1〉 韓國の現生存被爆者への「被爆者援護法」の適用を求めます。

日本でも戦争の際に数多くの死傷者が生じましたが、日本政府では、その中でも原爆被爆者に對しては優先的に特別法を制定してある程度積極的な援護對策に取り組んでいます。

それは、世界最初の被爆國として、國の責任において原爆の投下の結果、生じた特殊な被害などに鑑みて、高齢化する被爆者を援護し、死没者の犠牲を銘記することによって、核兵器の廢絶、原子爆彈の慘禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和に至らせたいという思いであり、極めてまっとうな人道的措置であると、我々も確信いたします。

我々韓國被爆者も人類初の原爆犠牲者であり、また、歴史上最後の被爆者となることを痛切に念願しています。

然れば日本國で同じ場所、時期に、一緒に、被爆を受けた人には平等なる援護を施行するのが當然と言えるのに、その法の適用を日本國內居住者にだけ止め在外居住被爆者を除外するのは不當なことと思います。

そこで、まず初めに、生存する在韓被爆者に對する援護に關して以下のような要望を行います。

一、①日本國の責任において開始された戦争の過程で原子爆彈の投下がなされ、

②日本政府は、その結果生じた死没者の尊い犠牲を銘記し、放射能に起因する特殊な健康被害に對する醫療及び高齢化の進行する被爆者への福祉を向上させるために、様々な援護に取り組んでいます。

③その援護策は再びこのような慘禍が繰り返されないよう核兵器の究極的廢絶を全世界に訴え、世界の恒久平和を確立することを目標としていることは、新「被爆者援護法」にも明記されている通りです。

そうした觀點に立つならば、日本國居住者は勿論外國居住被爆者にも同等の援護をするのが理論人道に當然でありましょう。

もし日本がそうした場合、被爆50年のときを迎えて、世界の人人は日本の新たな強い決意を稱讃と喝采と拍手をもって歡迎することでしょう。

二、①在外被爆者を人數の上から見れば、韓國居住者2,300餘名、米國等諸外國を合せて700~1,000餘名と見積もつても、全部で約3,000名であり、日本國內被爆者333,000餘名の約1%であり

②在外被爆者にも 日本国内被爆者と 同様の 援護策を 行う 場合、財政上からみても 日本國の 年間被爆者 豫算額 1,451億円の 1% 14億円で 行うことができます。 又 この 援護は、被爆者の老齡化や 死亡にともない 年年 減少し 10~20年 后には 消滅する 時限付で ある 事は 當然と 言えましょう。

三. 以上 一、二で 述べてきた 我々の 考えに 基き、「被爆者援護法」による 医療費の 支給、諸手当の支給などの 各種援護策ならびに、今度 新たに 施行される 「特別葬祭給付金」の 支給が 在韓被爆者を 始めとする 在外被爆者にも 行われるよう、同法の 適用範圍の 擴大を 求めます。

なんらの 形式、名目に拘ること無く、人道的 深い 愛情を 發露して、我等 在外被爆者にも 日本居住人なみの 待遇を 與えることを 強く 要望 致します。 日本人と同等の 政策が 實行されることに 依って、私達 在韓被爆者も 今までの 恨みを 忘れ 他人より 長生してよかったと 笑ひながら 死を 待つことができるので ございましょう。

〈要望 2〉 戦後補償による 根本的 解決を 求めます。

次に 我々韓國被爆者に 對する 補償問題について 述べます。

外國被爆者 中 特に 韓國居住被爆者は、

①日本の 侵略に よって 國を 滅ぼされ、生きるために 廣島や 長崎に 渡っていたので あり、また 戦争の ための 徴兵、徴用に よって 廣島や 長崎に 強制連行され 被爆しました。

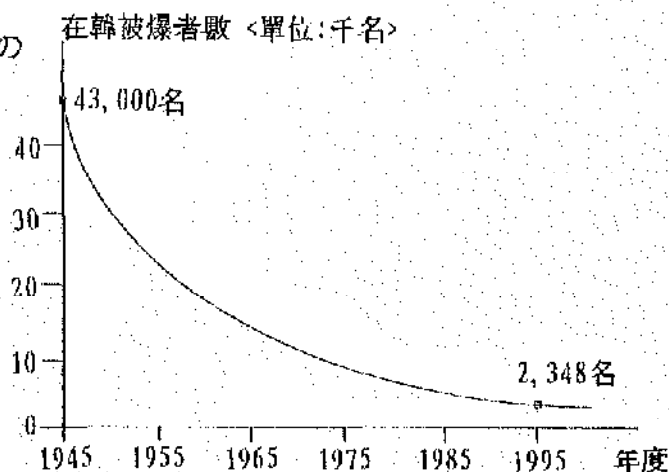
即ち 本人の 自由意思、選擇によらずしての 被害なれば、そうせしめた 日本國が 補償すべきで あります。

それゆえに 我等は 韓國原爆被害者協會 結成以來、今日まで 30年間 その 補償を 要求し續けて きました。

その 補償額を 以下の 試算に よって 提示します。右表の 如く 減少したと 想定すれば 50年の 間 710,000延年名が 被爆の 苦しみを 續けた ことになり 1995年 基準して

1995年 豫算額 ÷ 在日被害者數 × 在韓延年數 = 約 3,000億円
(145,154,702,000円) (333,812名) (約710,000名)

になります。(これは 韓國原爆被害者協會が 1987年に 「23億ドルの 報償請求」 として 日本政府に 要求したものと 同義の 要求です。)



しかし、今まで 30 年餘り、補償問題に 關しては、日本政府が 日韓協定など 色々の理由で 責任回避を續けているために 未だに 結末が 出ない 状態で あります。

〈要望 1〉で 述べました 様に、私達は 高齢化して 死にぎわに 立っている このとき、焦りと 悲痛の 切迫した 感情で 補償問題は 後廻しにしても 生存中の 間だけでも 日本人並みに 援護して 下さる 事を 要望 致しました。

しかし、根本的には 奪われた 我々の 人権を 取り 戻すためには 日本政府による 戦後補償がきちんと 果たされることを 強く 望んで おります。

〈40億円 支援金の 現状について〉

上の 補償問題と 關聯して 日本政府から 韓國政府に 40億円の 一時支援金(涙金?)が 出ましたことは まことに 有難く 存じます。

兩政府側の 合意に 依れば 40億円の 使い 途については 治療と、療養 “センター”の 設立等 でしたが 私達 被爆者は

①治療費 支給の 適用範圍を 日本の レベルに合わせると、40億円はすぐに 使い 盡くされてしまうので、漢方薬服用、義歯 及び CT、MRI、カン検診や 白血病 など 重病者の 治療等については 制限を 設けて、韓國の醫療保險法に 依る 自己負擔分 だけを 受持つよう節約し

②センター建立を 遅らせて その 資金を 残して する その 利子で、市井購入の 藥代や 通院時のバス代などに あてるための 診療補助費 月10萬ウォン(約1萬円)の 現金を 各被爆者に 支給するように 苦肉策を 案じました。

この診療補助費も 「日本からの 援助です」と 言って 支給することに より、被爆者たちの 長年にわたって つのった 日本に 對する 怨みを 少しでも 薄らげたい 一念から始めたものでした。

しかし いつまでもそうしている 譯には 行きません。遅まきながら 今は センター 建立に着手、工事を 進行中で、まもなく 「40億円」も 無く なります。

日本では、「40億円」で 在韓被爆者問題は 終わったと 思われているかも知れませんが、「40億円」は あと 2-3年でなくなります。しかし 我々は その後も 生きてゆかねば なりません。どうか この現實を しっかりと 認識して ください。

〈結 論〉

被爆 50年 半世紀を 過ぎるに 當たり、老衰した 在韓被爆者たちは 生きて いる 間 だけでも “日本人並みに” 保健、醫療 及び 福祉にわたる 援護を 受け “生きていて 良かった”と 笑顔でも 見せて 死に 臨む ことが できますように お願い 致します。

我我にまでそうして 下されば 世界平和を 念願する 世界の 國國人人は 日本の
英斷を 歡呼の 聲で 稱讃するでしょう。

再三再四 要請 致します。

なにとぞ 御配慮 後、我我の切なる 要望に 對して しかるべき 御回答 下さる ことを
御願ひします。

阪神 大震災の あとの 復興など 國事多忙のとき 一層の 御健勝を 祈ります。

- 敬 具 -

1 9 9 5 .

社團法人 韓 國 原 爆 被 害 者 協 會 會 員 一 同
會 長 鄭 相 石